

第6回

京都市商業集積審議会

議 事 録

日 時：平成28年12月20日（火）午前10時～10時40分
場 所：本能寺会館

開 会

●事務局（木村課長） 本日は、委員の皆様方にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず本日の委員の方々のご出席状況でございますが、現在8名の委員にご出席をいただいております。したがって、京都市商業集積審議会規則第3条第3項の規定によりまして、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは審議会の開会にあたりまして、京都市産業観光局商工部長の安河内から一言ご挨拶をさせていただきます。

●安河内部長 皆様、おはようございます。本日はお寒い中、また年末のお忙しい中をこの審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

この審議会も、昨年の3月に第1回目を開催いたしまして今回で6回目となりました。見直し案についてのパブリックコメントも11月24日に終了いたしまして、今回ようやく答申案の検討まで進んでまいりました。この間、駅周辺における都市計画の変更に伴うガイドプランの見直しに加えまして、JR新駅周辺、あるいは太秦娯楽・レクリエーション地区の追加の諮問といったことで、皆様方にはいっそうご負担をおかけしてまいりましたけれども、毎回、本当に丁寧にご議論いただきましたことを、改めてお礼を申しあげたいと思います。

本日は答申案の検討ということでございますけれども、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申しあげます。

●事務局（木村課長） それではまずお手許にございます資料等を確認させていただきます。各委員のお手許には審議会次第、ホチキス止めになっております資料1といたしまして、「第5回京都市商業集積審議会の概要」、資料2といたしまして「京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する市民意見募集の結果について」、資料3といたしまして「京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する答申案」を置かせていただいております。また、参考といたしまして『京都市商業集積ガイドプラン 見直しに関する市民意見募集！』の冊子も置かせていただいております。ございますでしょうか。

報道関係者の方、傍聴者の方用には、「本日の閲覧資料」を後方の閲覧資料台に備えておりますので、そちらでご覧ください。

それでは早速でございますが審議会を始めたいと思います。高田会長、よろしく願いいたします。

議 題

1 京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する市民意見募集の結果について

●高田会長 それでは第6回京都市商業集積審議会を始めさせていただきます。冒頭のご挨拶にもございましたように、今年の3月に諮問をいただいて3回、皆さんとともに審議

させていただきました。前回、そのまとめをしていただいたわけですが、その後、パブリックコメントを市のほうで実施していただいて、それも踏まえて今日の答申案の検討になりますのでどうぞよろしく願いいたします。

では、まず議題1の「京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する市民意見募集の結果について」、事務局から説明をよろしく願いします。

●事務局（藤本係長） おはようございます。では、「京都市商業集積ガイドプランの見直しに関する市民意見募集の結果について」ということでご説明申しあげます。

その前に、お手許の資料1ページの資料1ですが、そちらに前回、第5回審議会の概要を載せております。前回は、太秦娯楽・レクリエーション地区におけるガイドプランの見直しについて、意見交換をいただきました。それからパブリックコメントの実施についてもご報告や意見交換をさせていただいております。この資料1につきましても、詳細は割愛いたしましてここまでとさせていただきます。

お手許の資料の3ページ、資料2に移らせていただきます。まず、右肩に「参考資料2」と記載のある資料で、「京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する市民意見募集の結果について」をご覧ください。また、席上に配付しております意見募集冊子も適宜併せてご覧ください。

まず、「1 意見募集の概要」でございます。募集期間は平成28年10月24日（月）～平成28年11月24日（木）までの1カ月間で行いました。周知方法についてはホームページへの掲載、市の関係施設や商店街、百貨店、経済団体等に対しまして市民意見募集冊子の配布をいたしました。こちらは約1,700冊の配布をさせていただいております。それから経済団体や本市が、本年度より運営しております中小企業未来力会議等で発行しておりますメールマガジンでの情報の掲載、それから11月にゼスト御池で産業観光局のほうのイベントがあったのですが、そちらの会場にてパブリックコメント普及協会のご協力をいただきまして、意見募集の呼び掛けといった手法により周知をいたしました。

募集方法は郵送、FAX、電子メール、それから京都市のホームページ上の意見募集フォームとしております。

「2 結果」といたしまして、応募者総数25人と1団体、意見総数46件となりまして、これまでのガイドプラン意見募集のなかでは、比較的関心を持っていただけたほうではないかと捉えております。意見募集結果の属性ですが、そちらに記載のとおりです。男女比、年齢層ともに比較的偏らず、バラけていただけたのではないかと考えております。

続きまして、次のページに移っていただいて内容の分類のところですが、そちらでご覧いただくとおわかりのとおり、パブリックコメントで皆様のご意見を募集した部分、いわゆるガイドプランの見直し案についてのご意見が21件と、全体の半分弱となっております。それ以外の部分はガイドプランの制度自体の話や、あるいはパブリックコメントの実施に関するご意見、そのほかに都市計画決定や地域の活性化に関するようなご意見も多数いただいたという状況です。

ここから先、ガイドプランの見直し案についての部分につきまして、少し詳しくご説明をさせていただきたいと考えております。

続きまして「3 寄せられたご意見と京都市の考え方」の部分をご覧ください。まず、

「A-1 総括的な意見」のところで9件のご意見がございました。具体的に申しますと、「全国の商業施設が大型のモール形式の商業形態に寡占化されていくなか、都心の個性ある商業集積が都市計画と連携した形で展開される点は評価できる」「時代の変化に対応することは大切である。都市計画の変更に合わせて、経済面からも変化に対応したよくできた制度である」「用途地域の変更に合わせてメリハリのきいた見直し案である」。このような賛同のご意見が6件ございました。

それに対する京都市の考え方としては右側にありますように、「本制度を適正に運用し、地域の特性に応じた商業集積を図ってまいります」としております。

続きまして一番下ですが、「土地利用と商業の規制・誘導をさらに担保するため、法的整備に加えて、相談体制や民間との連携など、きめ細かい対応を望む」ですとか、次のページになりますが「あまり厳しく制限すると、京都でお店をやりたい人が減って不便になるかもしれないので気をつけてほしい」、あるいは「ガイドプランによる大型小売店の誘導・規制は、既存の中小小売店の振興と保護にも十分配慮されたものであることが望ましい」といったご意見やご要望となる部分が3件ございました。京都市の考え方としては、「地域の特性に応じた商業集積を図るため、関係部局等と連携したきめ細かな取組を進めてまいります」。あるいは「本制度により大型小売店の誘導や規制を図りつつ、中小小売店が集積する商店街の振興や、空き店舗への新規出店の支援にも取り組むなど、調和のとれた商業集積を進めてまいります」としております。

続きまして「A-2」でございます。今回、個々の変更対象地域がありましたが、その個々の対象地域に対する意見として、全部で12件のご意見がございました。このなかで申しますと（1）駅周辺全般は「変更賛成である」、あるいはその二つ下の（3）京都駅周辺の部分ですが、「観光客が増えているので、広域型の商業用地が広がるのはいいことである」。あるいはその下の（4）太秦天神川駅周辺のところですが、「最近学生が増えており盛り上がってきている。商業集積を進めてほしい」といった、見直しに肯定的な意見が比較的多かったと捉えております。

市の考え方といたしましても、先ほどと同様に「本制度を適正に運用し、地域の特性に応じた商業集積を図ってまいります」としております。

一方で見直し案に対しまして、ほかのゾーニングにしたほうがよかったのではないかというご意見が2件ございました。

一つ目が、次の8ページになりますがいちばん上です。太秦天神川駅周辺のところです。「山ノ内浄水場跡地の活用方針を検討する会議にて大型商業施設は相応しくないとされた経緯がある。「近隣型商業育成ゾーン」にすべきである」というご意見がありました。これは当該エリアのなかに山ノ内浄水場の跡地が含まれているわけですが、現在は京都学園大学が設置された部分で、ここの活用方法を検討する際に大型商業施設はふさわしくないといった意見があったようで、大型商業施設というよりも地下鉄の乗客等の観点も含めて、よりよい利用方法として大学設置が決まったという議論があったと聞いています。そういうことを踏まえたご意見でございました。

ただ、一方で、本市の今回の変更としては、もっと広域のエリアを指しているということと、都市計画のほうで新たな地域の拠点として多様な都市機能を誘導していくという趣旨の用途地域の変更がございましたので、これに関しましては原案どおり「地域型商業集

積ゾーン」が適当だと考えておりました、その横にあります京都市の考え方の欄にもそのような記述をしております。

二つ目のご意見としては、その少し下の（６）ＪＲ嵯峨野線新駅周辺の部分です。こちらでは「もっと賑やかにするべきなので、店舗面積の上限は3,000平米でも少ないぐらいである」というご意見がありました。これは先ほどの太秦天神川とは違って、もっと規模を大きくするべきではないかというご意見でした。これにつきましては第４回審議会でもここを何平米にするのが適当かという議論は、皆さんにご議論いただいたところです。そのときの議論にもありましており、ＪＲ新駅計画地の東側地域との整合性や、あとはこのエリア全体の商業集積の状況等を踏まえて、七条通全体のにぎわい創出を図るために3,000平米としたという当時の議論を踏まえ、こういう形とさせていただいております。

見直し案に対する主な概要は主にこれぐらいかと思っております。

なお、その他、ガイドプランについて、またパブリックコメントの実施についてといった意見につきましては、一つひとつここで取りあげていくことはいたしません。そのなかでもガイドプランの制度自体がわかりにくいとか、名称自体も変えたほうがいいのかとか、そのようなご提案がありました。あとは商業集積がまちづくりと非常に密接したものであることから、市民さんのご意見のなかには、にぎわいに関するご提案も非常に多かったと思っております。このあたりについてはわれわれ京都市としても、今後、一つひとつ参考にしていきたいと考えております。

資料２についての説明は以上です。

●高田会長 ありがとうございます。事前に資料も送付いただいておりますので、皆さんもご覧いただいていると思います。この件につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

非常にご熱心にご意見をいただいていると思います。また、この制度そのものについてのあり方、あるいは今回の見直し、それ以外にもずいぶんこれからの商業振興策、あるいはまちづくりについてのご意見もいただいておりますので、そういうことも今後のまちづくりに生かせるご意見だったのではないかと、個人的には前向きに捉えたところでございます。皆さんのご意見はいかがでしょうか。

一言ずつ、池垣委員から何かございますか。特にこのパブリックコメントを踏まえて、今まで私どもが検討してきたことについて修正が必要かどうかということもあります。

●池垣委員 市民の皆さんのご意見が、かなり個別に検討してきたことに概ね賛同していただけているということは、やはり皆さん、思っていたらっしゃることなのかなということがよくわかって、よかったと思っております。

●高田会長 ありがとうございます。宇津委員さん、どうですか。

●宇津委員 それだけ幅広く、皆さんがお考えになっておられると感じさせていただいたので、これでいいのではないかと思います。

●高田会長 太田委員さん、いかがですか。

●太田委員 それぞれ市民の方々はよく考えて意見を出していただいておりますので、今後またこの意見を参考にしていければと思います。パブリックコメントは特に修正等は必要ないと存じます。

●高田会長 ありがとうございます。榎村委員さん。

●榎村委員 私も 46 件というご意見をいただいたのはよかったですと思います。そしてそれぞれのご意見は非常によく現実を見ながら、市全体を考えていただいている良いご意見が多かったと思います。私自身はこのパブリックコメントは、このような考え方で結構かと思っています。

●高田会長 ありがとうございます。米田委員さん、お願いします。

●米田委員 一つだけ、山ノ内浄水場のところで近隣型商業育成ゾーンにすべきで、あまり大型商業施設はふさわしくないというご意見がありました。大型商業施設とか 3,000 平米という意味が、皆さん、同じことを思っているのかなと若干気になりました。大型商業施設もなかのあり方はまったく違うので、何をもちって商業施設というのか。その中身ではなくて何平米というだけで大きいものは駄目だとか、小さいものもいいなどというよりも、どのような機能になっていくべきかということがあると思います。私たちもこの平米がいったい何をもちって平米というのか、物販面積なのか、その他のオープンで使えるスペースのことなのか、飲食スペースのことなのか、そういうことがゴチャゴチャになってしまっているところがあります。

そのようなことをこういうときにどんどん知らしめていかないと、面積論争だけだと面積は合っているけれども、中身はまったく違うというものができてしまう可能性があるのです、そこだけ気になります。この方は何をもちって大型商業施設はふさわしくないといっているのか気になります。全体的には皆さん、よく考えていただいていると思います。

●若林委員 今回の見直しについて、その意義と見解というところもきちんと踏まえた回答があつて、きちんと理解していただいているなという印象をもちました。つまり土地計画的にルールを変えても、それで商業集積が変わっていくというように自動的になるわけでもないし、大型店が出てきたときに地域とどういう関係を結べるかということも、この用途地区の活用の仕方を変えるだけで自動的に決まるわけではない。その意味では、これは何を決めていて、これは大事な別個の課題であるという点がしっかり認識されている。

その意味では本商業集積審議会での決定、管轄事項を外れるのですけれども、今、申しましたような大型店と地域の連携や、あるいは公共インフラの見直し、留学生ハウスを充実させるべきだとか、細かくいえば、法律論的にいえばそれは今回取り扱っていないとなるのですが、こういう議論のために用途地区の変更をしているわけですから、こういうご

意見もこの機会にきちんと集めて、実際にそういう意見が出て、京都市が関係部署と共有してご助言を生かしていきますという対応をされていること。場合によっては関係部署からきちんと答えるようなことも、本来であればしたほうがいいわけです。法律論的にいうと完全に枠外ですが、市民はそうした面倒な枠で行動しているわけではなくて、よりよい京都市をつくっていくためにどうするのかということで発言されているわけですから、こうした枠外のご意見にも積極的に目を向けて生かしていければと思います。その点も非常に勉強になりました。ありがとうございます。

●高田会長 副会長の市川先生、いかがですか。

●市川副会長 パブリックコメントがこれだけ集まって、しかもほかの審議会などと比べると件数が多かったということなので嬉しいなと思っています。

この 46 件が京都市全体で多いのか、少ないのかはわからないのですけれども、少なくともパブリックコメントというところでは多いほうらしいということ。それから 46 件の皆さんが本当に真剣に商業集積ガイドプランを読んでいただいて、併せてわりと未来志向的なご意見も出ていますし、自分たちのやったことが一応評価していただけたのかなという感じがして、ほっとしております。

●高田会長 ありがとうございます。先ほど米田委員さんからご質問といたしますか、面積の定義ですね。それはどこかで説明しておられるのですか。私どもも改めてこの機会に数字のもつ実態を共有しておいたほうがいいのかと思います。ついでにご説明を加えていただければと思います。延べ床面積という言い方をしているところと、店舗面積という言い方をしているところと、このガイドプランのなかには両方あります。今回、3,000 とか 8,000 といっているのは店舗面積ですね。

●事務局（藤本係長） 今回、店舗面積です。まず、3,000 の根拠という。

●高田会長 根拠はいいのですが数字のもつ意味について、十分理解できていないところがあるのではないかというご指摘だったと思います。見直しをどうこうするというのではないと思います。

●事務局（木村課長） 物販の売り場に供する面積ということが、皆さんにお伝えが不十分だったかと感じております。今回の見直しを踏まえまして、パンフレットのほうをまた新しく作り替えますので、そのときにはこの平米が延床であるとか飲食などに供しない、純粋な売り場の面積だということはどこかに記載したいと考えております。ご指摘をありがとうございます。

●高田会長 店舗面積や売り場面積という言葉は、業界内の専門分野では普通に理解される用語ですけれども、一般市民の方からは。

●米田委員 単なる建物，箱モノを思われてしまう。

●高田会長 そのほうがむしろ常識的な受け止めという面もあるかと思えます。今後，情報発信されるときに参考にさせていただけると思えます。

ひとわりご意見を賜りましたが，ほかに何かございますか。

●市川副会長 今の意見ですけれども，立地審議会では事例のようなものが出ていませんでしたか。例えば店舗面積で 8,000 平米だと，具体的には百貨店ではこのようなものが該当するというような，固有名詞を挙げるとよくないかもしれませんが，市内の大型百貨店だと店舗面積がだいたい 8,000～10,000 平米とか。そういう具体例をお示しすれば市民の方がわかりやすいかと思えます。スーパーでも大きいところは 3,000 平米からいくらぐらいたとか。そういう具体例を入れていただくと，市民の皆さんはよりわかりやすいのではないかと思えます。

●高田会長 これはご意見として入れておいたらいいと思えます。

●事務局（藤本係長） 今回のガイドプランの意見募集冊子のところにも，5 ページになるのですが図を描いている右下のところに，「参考」として店舗面積を載せてはいるのですが，まさに副会長がおっしゃったとおりで，やはり数字だけ見てもわかりにくいということがありましたので，参考に載せてはいたのですが。これだけでイメージするのなかなか難しかったのかもしいないと思っています。そのあたりも含めて検討はしたいと思っております。

●高田会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。それでは私からも少し意見を述べさせていただきます。思えます。

まず一点は，もう皆さん一致したわけですが，素案を変更する必要性は今回の意見募集からは認められなかったということで，素案どおり答申させていただいていいのではないかと思えます。それからこれは若林委員さんからの的確にご指摘いただいたことですが，今回諮問いただいた見直しそのものについてのご意見以外のご意見，まちづくりに関係すること，あるいは大型店と既存小売店との共存も含めて，地域の活性化に取り組もうというご提案も多かったですし，また京都のまちづくりにとっては，むしろそういうご意見がより重要な側面もあるかと思えます。それは今回の答申のなかには反映できない面もあるかと思えますが，商業振興という枠のなかだけではなく，庁内で情報共有していただいて，ぜひこういう機会に市民のご意見も，これからの市としての取組に大いに活かしていただければと思えます。

ほかに何かご意見はございませんか。それではこの議論を踏まえて次の議題にまいります。

2 「京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する答申案の検討について」

●高田会長 議題2の「京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する答申案の検討について」でございます。事務局から説明をよろしく申し上げます。

●事務局（藤本係長） では答申案についてご説明申しあげます。お手許の資料 13 ページ、資料3「京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する答申案」をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、ただ今のパブリックコメントの結果を踏まえまして答申案のほうを作成しております。先ほどまでの議論からも特に原案を修正する必要はないとご意見を頂戴しておりますので、原案のままで考えております。具体的に申しあげますとお手許の15ページのとおりでございます、「京都市商業集積ガイドプランの変更について（答申）」ということで、「平成28年3月24日、6月3日及び9月8日付で諮問のありました京都市商業集積ガイドプランの変更について、下記のとおり取り扱うよう答申します。記 別紙のとおり」としてございまして、17ページ以降に「別紙」として、ガイドプランの変更についての答申内容をお付けしております。

こちらの19ページ以降ですが、19ページから駅周辺におけるガイドプランの変更について、京都駅周辺から太秦天神川駅、次のページをおめくりいただきまして桂川駅・洛西口駅周辺、竹田駅・くいな橋駅周辺で、次のページにお移りいただきまして、十条駅、上鳥羽口駅周辺、続きまして（2）のJR新駅周辺、そしてページをおめくりいただきまして22ページ、（3）が太秦娯楽・レクリエーション地区というところまでです。こちらまではお手許の、検討いただきましたパブコメの市民募集意見冊子に書かせていただいている見直し案と、同様のものをお付けしております。

そして22ページのいちばん最後ですが「2 市民意見募集について」で、パブリックコメントで多くのご意見をいただきましたので、「本審議会でもいただいた御意見に対する市の見解を踏まえて審議したところ、素案を変更する必要性は認められなかった。なお、まちづくりやイベント等に関する今後の取組を進めるうえで参考となる貴重な御意見、御提案もいただいたことから、市においては、施策の実施や個別の取組に活かされたい」というコメントを付けさせていただいております。

また、参考資料といたしまして23ページ以降に資料を付けております。「参考資料1」のところで、これまでの審議の経過を書かせていただいております。第1回目から第6回目までの主な議事の内容、議題を掲げさせていただいております。そのあとに24ページに、「参考資料3」として委員名簿を付けております。右肩のところは参考資料1と3となっておりまして、先ほどご説明申しあげましたパブリックコメントの結果が「参考資料2」になりますので、お手許のほうは少し入れ替わるような形になりますけれども、こちらが「参考資料2」となっております。

資料3の説明については以上です。

●高田会長 ありがとうございます。答申案についてご説明いただきました。何かこの件につきましてご意見、ご質問がありましたら、どうぞご遠慮なくお出してください。もう何回となく、見つめ続けた資料でございますので、何かございませんか。

●若林委員 最後の市民意見のところに「取組に活かされたい」ということで、先ほど議

論した内容が含まれていますね。

●高田会長 事務局のでもきちんと受け止めていただいたようです。

●若林委員 それでオーケーです。ありがとうございます。

●榎村委員 私も同じ意見で、市民の方から非常に具体的で積極的なご意見、ご提案もあったので、最後の 22 ページに書いていただいているのはとてもいいことだと、先ほどから申しあげようと思っていました。

●高田会長 私どもの思いと事務局も同じ思いだったということで、ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

私の印象としては非常に簡潔、かつ的確に答申案をまとめていただきましたので、このとおり答申させていただいて問題ない、非常に適切な答申案をつくっていただいたと思います。皆さん、そういうことでよろしいですか。特にご異存はございませんか。

——（異議なしの声）——

●高田会長 ありがとうございます。では事務局でつくっていただきました答申案どおり、この審議会終了後、少しお待ちいただいて、この場で京都市へ答申を提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは今日の重要な案件は以上でございますが、続いてこれから先のスケジュールについて、今年度は私もそうですけれども、皆さん、かなりハードにお務めいただいたのですが、これからのスケジュールについて何かございましたら、事務局からよろしく願いします。

●事務局（藤本係長） それでは今後のスケジュールをご説明させていただきます。今、会長からもありましたとおり、今年度、非常に熱心にたくさんの回数を重ねて議論をしていただきましてありがとうございました。

審議会というよりも今後のガイドプランの変更に向けてのスケジュールを、先にご報告させていただきます。今回、答申を決定していただいたということで、このあと市へ答申を提出いただきましたあと、市長への報告等を進めていきまして、速やかに変更手続きに入りたいと考えております。見込みとしては1月中に内部の事務手続きといったものを行い、あるいはホームページでのこの審議会の答申の公表、広報発表を行うような手続きを取りまして、2月1日から、新しいガイドプランの運用を始めるようなスケジュールで進めていきたいと考えております。

審議会につきましては先ほどからありますとおり、今回のこの案件でひと通り議論は終了となります。今年度は今回で終了と考えております。今後も、用途地域の変更等に伴いまして、当然ガイドプランをいろいろ検討することがあると思っておりますので、また今後の開催はあると思うのですが、具体的なところはまだ何もわかりませんので、そのあたりはま

た改めてご相談、ご報告をさせていただければと思っております。

スケジュールとしては以上です。

●高田会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からのご説明に何かご意見、ご質問はございますか。今の説明では1カ月ぐらいは内部の手続きや、ホームページにアップするなどしていただいて、2月から運用ということでございます。ある意味最短コースではないかと思えます。特によろしいですか。

——（委員から特に発言なし）——

●高田会長 それでは今年度内の審議会は、私どもの任期が今年度内です。これが最後のようでございますので、全体を通して何かご意見やご質問がございましたら、この際ですのでお聞かせいただければと思えます。どんなことでも結構でございます。市川先生、何かございますか。よろしいですか。

——（委員から特に発言なし）——

●高田会長 それではいったん審議会は終了させていただいて、そのあと答申とさせていただきます。その前に事務局から何か業務連絡がございましたらお願いします。

●事務局（木村課長） 特に業務連絡はございませんけれども、本当に長時間にわたりご議論いただきまして誠にありがとうございました。先ほどご説明いただきましたとおり、今年度の審議会については今回で終了ということでございます。ご熱心に丁寧なご議論をいただきましたお蔭で、見直し案につきましても市民意見も概ね評価する声が多く、ここまですmoothに進めることができました。本当にありがとうございました。

少しお時間を頂戴いたしまして答申を作成しまして、そのあと答申をいただくというスケジュールにしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

閉会

●高田会長 ご丁寧なご挨拶をありがとうございます。それではこれで第6回京都市商業集積審議会をこれにて終了させていただきます。今ご案内がありましたように、この場で答申をさせていただきたいと思えますので、事務局でご用意いただく間、5分ほどですか。

●事務局（木村課長） 10分ほど休憩をとらせていただきますのでお手洗いなど。

●高田会長 45分に再開でよろしいですか。5分だけ休憩させていただいて、その間、事務局のほうでご用意をお願いいたします。